

相楽東部広域連合障害者介護給付費等支給認定審査会運営要綱

平成 21 年 3 月 31 日
要 綱 第 2 号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 15 条の規定に基づき相楽東部広域連合が設置する相楽東部広域連合障害者介護給付費等支給認定審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の遵守事項)

第2条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 中立かつ公正に審査判定業務（法第 26 条第 2 項に規定する審査判定業務をいう。以下同じ。）を行うこと。
- (2) 職務に当たって知り得た個人情報その他の秘密を第三者に知らせ、職務外の目的に使用しないこと。委員がその職を退いた後においても、同様とする。
- (3) 原則として、京都府が実施する委員に対する研修を受講し、審査判定業務の趣旨、考え方、手続等を確認すること。
- (4) 委員を辞任するときは、事前に十分な余裕をもって広域連合長に申し出ること。

(合議体)

第3条 合議体（政令第 8 条第 1 項に規定する合議体をいう。以下同じ。）を構成する委員の定数は 5 人とし、身体障害、知的障害及び精神障害の各分野の均衡に配慮するものとする。

- 2 委員は、合議体の委員として会長から指名を受けたときは、原則として 3 か月以上、継続して同一の合議体に所属するものとする。
- 3 合議体の長が、所属する合議体の会議に出席することができないときは、当該合議体に所属する委員（以下「合議体委員」という。）のうち、あらかじめ合議体の長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第4条 審査会の会長は、審査会の会議を招集するときは、あらかじめ委員に、通知するものとする。

- 2 合議体の長は、合議体の会議を招集するときは、あらかじめ合議体委員に、通知するものとする。
- 3 合議体の長は、合議体の会議を招集するときは、あらかじめ合議体委員に審査判定業務の対象となる者（以下「審査対象者」という。）に関する次の資料を送付するものとす

る。

- (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査（以下「認定調査」という。）の結果を処理したもの（一時判定結果）
 - (2) 基準省令別表第1の調査票のうち、特記事項の写し
 - (3) 省令第11条に規定する医師の診断の結果を記載した「障害支援区分認定の実施について」（平成26年障発第0303第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「実施通知」という。）別添2の医師意見書（以下「医師意見書」という。）の写し
 - (4) 認定調査の結果を記載した実施通知別添1のうち、概況調査調査票の写し
- 4 前項の資料については、審査対象者の氏名、住所及びその他個人を特定する事項をあらかじめ消除するものとする。

（合議体の審査判定業務等）

- 第5条 合議体の審査判定業務は、合議体の長を含む合議体委員により行うものとする。
- 2 合議体委員は、審査判定業務に当たっては、できる限り合議体委員間の意見の調整を図り、合意を得るよう努めるものとする。
 - 3 合議体委員は、審査対象者が次のいずれかに該当する場合は、審査判定業務に加わることのできない。
 - (1) 当該合議体委員の所属する施設等に入所し、又は入院している場合
 - (2) 当該合議体委員の所属する事業所等で障害福祉サービスの提供を受けている場合
 - (3) 当該合議体委員を主治医として、医師意見書の作成を受けている場合
 - 4 前項の規定に該当する合議体委員であっても合議体の長の求めがある場合においては、審査対象者の状況等について意見等を述べることができる。
 - 5 広域連合は、審査判定業務のほか、法第19条に規定する支給決定等に関して、合議体の意見を求めることができる。
 - 6 合議体は、前項の意見を求められた場合は、意見を述べるものとする。

（合議体の会議の議事録）

- 第6条 合議体の会議の議事録には、次の事項を記載するものとする。
- (1) 審査判定業務の案件
 - (2) 会議の日時及び場所
 - (3) 出席した合議体委員及び関係者の氏名
 - (4) 審査対象者の障害支援区分（法第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。）に関する審査及び判定の結果並びに支給要否決定（法第22条第1項に規定する支給要否決定をいう。）に係る意見
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（会議の非公開）

- 第7条 審査会（合議体を含む。）の会議は、非公開とする。

(事務局)

第8条 審査会の事務局は、相楽東部広域連合総務課に置き、審査会に係る庶務を行う。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。